

2014 司法書士オープン【総合編④】記述式(商業登記)

採点講評

1 登記の事由

無効による抹消が書けていない答案が多かったです。また、発行可能種類株式総数が減少した事案であるにもかかわらず、発行可能株式総数の変更とする答案も目立ちました。

2 登記すべき事項

(1) 株式・資本に関する登記

ア 募集株式の発行

募集事項の決定が議案2つ分ありました。しかし、そのうち募集株式を乙種類株式とするものは消極です。乙種類株式は譲渡制限株式であり、既存の種類株主による会社法199条4項の規定による種類株主総会の決議を得なければ、募集事項の決定は効力を生じないところ、そのような種類株主総会は開催されていないことが示されていました(聴取記録10)。他方、初の発行になる丙種類株式については、そのような種類株式総会を開催する余地がありません。今回、7月5日及び6日の両日付けで、又は払込期間末日の8日付けでまとめて両方の募集株式の発行による変更を記載している答案が多数を占めました。総会や決議が別紙にあらわれているもの以外にない、といった聴取事項や答案作成上の注意事項がある場合は、それが、消極事項の判別のために使う事実・理由になっていないか、特に注意を払うようにしましょう。

イ 株式の消却等

株式の消却がされたことに関し、この登記ができないと判断された方はほとんどいなかったと思われます。しかしながら、登記すべき事項の記載に問題のある答案が多数ありました。具体的に言うと、消却の効力を生じた7月4日時点において、上記募集株式の発行の効力はいまだ生じていないにもかかわらず、変更後の発行済株式の総数並びに種類及び数の中に「丙種類株式 100株」等の記載がある解答が多数あったのです。「発行済株式の総数」「各種の株式の数」及び「資本金の額」については、時系列上の変更の過程を追って正しい株式数及び金額を記載することができるよう心がけてください。

発行可能種類株式総数の変更については、「発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容」が一つの単位であるため、登記すべき事項として、発行可能種類株式総数だけでなく、発行する各種類の株式の内容まで漏れなく書く必要があります。長文を手書きする場合は煩わしいことと思いますが、時間の許す限り全部記載するようにしましょう。

(2) 役員等及び役員に関する登記

平成 25 年 6 月選任の時点で既に欠格事由に該当していた、つまりその選任が無効だった取締役丙野三郎について登記の抹消を申請すべき事案でした。ところが、「資格喪失」や「解任」を原因とする退任の登記をしてしまっている答案がほとんどでした。欠格事由に該当した時期に注意する必要があります。本問のように選任前に欠格事由に該当していたなら登記の抹消を申請し、在任中に欠格事由に該当したら「資格喪失」を原因とする退任の登記を申請することになります。また、退任後に欠格事由に該当した旨の事実があらわれている事案ならば、これについては、権利義務取締役の地位を解消する事由や再任を消極とする理由として検討することになるでしょう。

なお、本問の丙野三郎は、平成 25 年 5 月 20 日に会社法違反の有罪判決が確定しているので、その日に取締役の欠格事由に該当しました。罰金を支払った（刑の執行を終えた）のは翌日、21 日ですが、この日に欠格事由に該当するものではありません。この日から 2 年を経過するまで欠格事由に該当し続けるということです（会社法 331 条 1 項 3 号）。なぜかこの点が勘違いされがちなので注意してください。本問の事案に即していえば、仮に罰金を支払ったのが取締役就任後でも結論に違いがありません。仮に刑の執行を終えた時が欠格事由に該当する時であるとすれば、懲役・禁錮の実刑を受けた場合、在監中はいまだ欠格事由に該当していないというおかしなことになってしまうでしょう。また、会社法 331 条 1 項 3 号に規定する一定の会社法秩序に関する罪以外の罪により刑罰（禁錮以上の刑。つまり、罰金刑は含まれない。）を受けた場合（同条同項 4 号の場合）については、刑の執行を終えれば欠格事由に該当しなくなる（会社法 331 条 1 項 4 号）ことも区別して覚えておく必要があります。

非取締役会社設置会社において、互選規定の廃止により各自代表制に復する事案でした。「重任」「代表権付与」又は「就任」という登記原因の書き分けがうまくいっていない答案が多数見受けられました。あえて不正確な言い方をしてみますと、大体、取締役として変更の登記をしない者について「代表権付与」とする事案が多いことは、書き分けの際の目安の一つになるでしょう。

平成 26 年 6 月 28 日付けで監査役監査の範囲を会計に限定する旨の定めを廃止する定款の変更がされていました。このことは監査役赤橋花子の任期満了の事由になるのですが、見落とされた方が多かったようで、「平成 26 年 7 月 4 日死亡」が原因年月日になっている答案が目立ちました。この死亡が権利義務監査役の地位を解消する事由に当たることは、いうまでもありません。

また、監査役監査の範囲を会計に限定する旨の定めを廃止する定款の変更がされた平成 26 年 6 月 28 日付けで、「監査役設置会社の定め廃止」や「監査役監査の範囲を会計に限定する旨の定め廃止」の登記をしてしまっている答案が散見されました。登記上の監査役設置会社はいわゆる会計限定の定めがある会社も含むこと、また、現状、その定めは登記事項とされていないことを押さえておきましょう。

①取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定と②社外取締役等の会社に対す

る責任の制限に関する規定の双方を設ける定款の変更がされていました。後者を設けることにつき機関設計のいかんによる制限はないのに対し、前者については、委員会設置会社でなければ、取締役2名以上を擁する「監査役設置会社」でなければならないことがポイントです。こちらでいう「監査役設置会社」には、監査役の監査の範囲を会計に限定する旨の定めのある会社は含まれません。よって、①の取締役等の責任の免除に関する規定の設定の方は、今回消極事項となります。①及び②の設定に係る登記を両方とも解答してしまっている答案が散見されたので、注意してください。

(3) その他

ほぼ毎回のことですが、「株式の譲渡制限に関する規定」や「社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定」といった定型な文言（登記記録のイメージを参照してください。その左側の列に入る文句です。）の記載を欠く答案があります。登記すべき事項の記載に当たり、決して省略してよい部分ではないことに注意しましょう。

3 登録免許税

登記の抹消の申請（申請件数1件につき2万円）が見落とされたため、正解者はほとんどいませんでした。

4 添付書類

株主総会における議決権数について、属人的な定めがある非公開会社における株主総会の決議が問題になっていました。そのため、原則として、株主総会議事録と併せ定款を添付する必要があります。今回はこのこと及び株式の消却に伴う枠の縮小に関し定款を添付すべきでしたが、その遺漏がとても目立ちました。

2回の募集を双方とも積極とした結果、これに関する余計な添付書面が目立ちました。例えば、「払込みがあったことを証する書面 2通」とする解答がありました。しかし、本問の募集株式の発行は、一方は金銭出資のみ・他方は現物出資のみでした。払込みがあったことを証する書面は、金銭出資の履行を証明する書面であり、現物出資のみにより募集株式が発行されたときは、当然不要です。他方、現物出資の履行（給付）については、その添付を求める規定がありません。「給付があったことを証する書面 1通」とする解答も目立ったので、このことにも注意してください。

また、今回は現物出資に関し、裁判所に検査役の選任を申し立てる必要がない事案でした。この検査役による調査が必要ない場合としては、おおざっぱに言って次の5パターンがあります。①募集株式の数が発行済株式の総数の10分の1以下、②現物出資財産の価額500万円以下、③市場価格がある有価証券（有価証券の市場価格を証する書面）、④弁護士等の資格者の証明（資格者の証明書及びその附属書類）、⑤当該会社に対する金銭債権（会計帳簿）。今回は、これらのうち②及び⑤の要件を満たす事案でした。登記申請に当たって注意すべきことは、③から⑤までの要件についてはこれを証する書面（上記の各括弧内）の添付を求める規定があるのに対し、①及び②の要件を充足する事実は、申請書、他の添付書面又は登記簿の記載から明らかになるので、特別な添付書面は何も

要らないということです。今回「会計帳簿」を解答されてしまった方にかぎらず、現物出資がある事案では、添付書面を解答する際に、③から⑤までの要件のどれかを満たすことを先に発見した場合であっても、他に①又は②の要件を満たしていないかどうか、チェックするようにしましょう。